

第1回WGにおける構成員の主な意見①

区 分	主 な 意 見
<p>1. ワーキンググループ全般に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年3月までにガイドラインを作るとなると、かなり具体的な作業になるが、これは全員で会議をやっていてもできるものではないので、どういう形で進めて行くのか。 ・ 次のステップは、具体的にどういうものを作っていくのかというモデルのイメージの共有。それは自治体の規模によってもかなり違いがあり、自治体の例を学びながら、具体的に幾つかのモデルについてイメージを共有することが必要。 ・ 在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかという観点に収れんするような形で具体的な意見を出したい。その後、なるべく早く、運営指針のたたき台を出し、それに基づいて具体的に議論をしていく。
<p>2. 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。また、日常的で継続的な支援、学びの場づくり、具体的に使えるサービス・事業の提供・開発、訪問、同行など寄り添い型支援、困り感への気づきやケースへの対応、研修が必要。 ・ 核となって支援できる拠点が重要。その支援の中身は、一方で、子どもの問題、親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、もう一方で、その地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティー・ソーシャルワークが基本になる。 ・ 社会資源を熟知していなければ、コミュニティー・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティー・ソーシャルワークを中心に行うべき。 ・ 一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。 ・ 拠点機能については、各市町村で様々なサービス窓口があるが、その窓口の中からケースワーク機能を集中させるイメージで捉えてはどうか。虐待予防、虐待対応が中心になると思うが、そのためには、いろいろな社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。 ・ 拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか検討が必要。 ・ 拠点について、市区町村の支援業務を委託可能とした際に、市区町村が委託をする前提を考えることが必要であり、公的な事も含めて前提とするのであれば、委託する場合のガイドラインなどが必要。

第1回WGにおける構成員の主な意見②

区 分	主 な 意 見
<p>2. 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターに関して、本WGで東京都の説明があっても良い。 ・子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は、必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。 ・何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口で好んで虐待や支援の相談をしにくる人は居ないため、予防してくれる場所というのにも必要。 ・0歳から18歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけるのではないか。 ・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあったり、DVやアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャルワークが重要。 ・助けを必要としている親が、ここだったら居心地が良いので続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。 ・現場は、子育て世代包括支援センターと（拠点の関係について）非常に混乱しているため（関係性の）整理が必要。併せて、要対協の事務局（調整機関）についても整理しておいた方がよい。
<p>3. 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の調整機関に、児童相談所からの送致や、通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供などにより、様々なケースが集約される一方、そのケースやリスクについての「るつぼ」と化してしまうところや、周困からの万能感のような部分での調整機関としての負担感が危惧される。 ・要対協の調整機関には、ケースワークとして児童相談業務の専門性を高めることが必要。そのケースワークは、児童相談所、学校、警察などの様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかの把握が必要。 ・市区町村が在宅支援機能を主に担い、児童相談所が分離保護機能を主に担う中で、市区町村の在宅支援こそが専門的な知識や技術を必要とし、2つの機能を持つ児童相談所と市区町村が一体的に機能して総合的な支援がなされることが重要。 ・市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要。

第1回WGにおける構成員の主な意見③

区 分	主 な 意 見
<p>3. 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村はいろいろ規模、力量があるため、それに応じて、今の段階で市区町村と児童相談所でどのレベルまで行うかを話し合っていくことが重要。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていくことが必要。 ・地域資源を最大限活用していくときのコーディネーターの力が大きく支援に作用するため、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには、包括的な支援をコーディネートできるコーディネーターをどのように育成していくかがポイント。 ・児童相談所と市町村の役割は自ずと違うため、市町村はより身近な存在となって、具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があり、どこの機関が専門性を持ちながら行うかが、市町村に課せられていると考える。 ・委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要。 ・地方では、児童相談所が近くに設置されていないため、連携が難しい。市町村窓口や関係機関が前面に立つと、その後の支援がやりづらくなるため、児童相談所が前面に立って、そのもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村も動きやすい。 ・措置決定のプロセスにおいて、市町村が見てきている現実が、児童相談所に伝わらなくなっている。本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということがあるため、しっかりと調査をするべき。 ・措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要。市区町村は児童相談所から書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか、その際に子どもを保護していた施設の情報はどのようにそのプランニングに活かされていくのかということも重要。
<p>4. 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協は、関係機関としての点を線でつなぐ役割や、時系列としての点を線でつなぐ、そういった変化を見守っていくことが重要。 ・要対協では、対象年齢で切ってしまう支援ではなく、家庭で起きていることはすべて支援対象として対応ができるような、幅広い支援の組織づくりが今後の課題。 ・関係機関等による要対協の調査協力について、調査協力対象が拡大されたが、様々な機関に対して、どの程度指示ができるものなのか、マニュアルに記載することが必要。

第1回WGにおける構成員の主な意見④

区 分	主 な 意 見
<p>4. 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査協力について、担当者だけが理解しているのではなく、組織の長を含めて、組織の中で徹底してもらうことが必要。また、マニュアルに記載して、法的根拠に基づいて関係機関が協力し、当事者として協力することが全国で周知されるようになれば良い。 ・現場での制度構築や特に運用がどれだけ大変なことなのか具体的に考えることが必要。やる気がある自治体は懸命にやるが、やらない自治体はそれで終わってしまうため、要対協の好ましい具体案を示した方が良い。 ・要対協において、三層構造の中の個別ケース検討会議をどれだけ有効に機能させていけるかが、要対協の今後のあり方を左右するのではないか。 ・母子保健担当課や子育て支援課などが定期的に関連事業の事例検討やスーパーバイズを行い、お互いが情報や考え方を重ね合うことが大事。
<p>5. 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の中には、行政や民間のもの、司法関係などの、福祉以外の社会資源などがあるため、全体の見極めが必要であり、市区町村での包括的な支援はどうあるべきかを考えることが必要。 ・社会・援護局から出ている「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」も見据え、それに対しても意見を言えるものを作ることが必要。（特にひとり親のワンストップセンターの構想については、ひとり親に限らず、家族機能問題として捉えるのではないか。） ・人材育成に関しては、一人一人の家庭のストーリーに付き合い、それを描ける資質とそのスーパーバイザーが必要。特に、町村では、地域で困ったときにどこに相談すればよいかとのコンサルテーションシステムが必要。 ・財政基盤に関しては、支援内容に関わらない基盤としての一律の補助金も必要だが、その上に実際に動いたものに対して財政が整えられるかという検討も必要。 ・保護を必要とする子どもたちのほとんどが十分な援助を受けられない状況も含めて、約9割以上の子どもたちが支援の対象になっていない状況をどうするか、今回の新たな社会的養育システムの形成が必要。 ・市区町村の人口規模に応じた標準的な職員構成を示していくことが重要。 ・市区町村のトップの意識と、国、県からの財政的な支援、人的な支援が不可欠。児童相談所から市町村への職員派遣や、市町村から児童相談所への職員の研修派遣などを進めることが必要。 ・市区町村と児童相談所との間で、情報を共有するための体制整備が必要。

第1回WGにおける構成員の主な意見⑤

区 分	主 な 意 見
5. 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保ができるような財政の基盤の保障が必要。 ・地域の中でコーディネートできる存在が必要であり、長い期間にわたって関われる専門性がとても必要で、そうした人材がいることで支援がスムーズにいく。 ・中規模以上の市では、組織が大きくなるため、必然的に業務を振り分けてやらなければ機能しなくなるが、地域支援体制が縦割りで、有機的につながっていないことが課題。 ・子ども、家庭に関わる諸機関には様々な部署があるが、それぞれの勉強会というものを通して子どもたちを見てきた。(母子保健、保育、教育相談と)全てを経験することができ、こういった継続性を持った勉強会がとても大事。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロから6歳の子どもの問題、つまり、保育園、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、そういったところにある子どもたちの問題が議論のマトーに入っていない。市町村のポピュレーションアプローチの中でもとても重要な課題であるため、ゼロから6歳の子どもの養育のあり方、そのシステムの問題等々についても議論いただきたい。 ・在宅における10代後半の支援というのは非常に困難なところがあり、施設入所している児童の自立だけが課題ではなく、市区町村における在宅支援の中で、10代後半の要保護児童や要支援児童への対応が、社会資源も乏しく、対応に苦慮しているので、内閣府で行っている「子供・若者育成支援」との制度のつながりも重要ではないか。 ・既の実施している施策が、新生児死亡などが減少していることの母子保健統計を見るだけで少し意味があるものだと分かる。こういった資料を使いながらいろいろなことを考えることが重要。